

# 許可なく転用したら？

## 無断転用には厳しい罰則

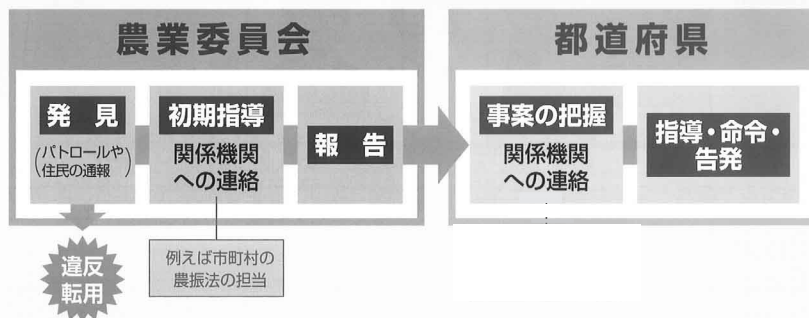
許可を受けずに農地の転用をした場合は、農地法に違反することになり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事は**工事の中止**、**原状回復**などを命じることができます。

無断転用（農地法第4条、5条の違反）をした者は、3年以下の懲役または300万円以下の罰則に処することとされています。（農地法92条）

また、知事の原状回復命令に違反した者は、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰則となっています。（農地法93条）



## 農業委員会は関係機関と連携して対応



## 手続き・相談は農業委員会に



農地転用の許可申請受付は、市町村にある農業委員会で行っています（4haを超える農地転用の場合は、申請受付は都道府県）

- 農地に関する相談・転用についての手続きや疑問 → は農業委員会へ
- 無断転用の連絡・相談 ☎ 0858-58-6115

## 「耐震診断」「改修設計」「耐震改修」にかかる費用を補助します

昭和56年6月に建築基準法が改正され、地震に対する耐震の基準が強化されましたが、それまでに建てられた住宅は、耐震性が弱い場合があります。

そこで、大山町では「震災に強いまちづくり」を目的に、古い基準で建築された住宅の耐震診断、改修設計、耐震改修にかかる費用を補助し、耐震化を促進する制度を実施しています。

耐震性の確保は、居住する人の生命・財産を守るために必要であり、地震が発生したときの被害防止につながります。

補助の主な内容は次のとおりです。

**補助対象** 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅  
※ただし、建物の立地条件などにより補助を受けられない場合があります。

**補助率** 耐震診断、改修設計、耐震改修費用の3分の2  
※ただし、耐震改修については用件によって補助率が異なる場合があります。

◆問い合わせ先  
総務課  
☎ 0859-54-5201



【1月の農業委員相談日】 1月5日（月） 中山支所、1月15日（木） 名和公民館、1月26日（月） 大山支所  
時間はいずれも13時30分から16時まで